

（あて先）岐阜市長

住所（登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地）

氏名（登録事業者の商号又は名称及び代表者名）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業管理状況報告書

岐阜市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業事務取扱要綱第7条第2項の規定により、下記の登録住宅の管理の状況を別紙により報告します。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号

3 登録住宅の名称及び所在地

(別紙)

管理の状況の報告に関する連絡先				
報告者氏名 (役職等)	()	電話番号		
E-mail				
登録住宅の状況 (年 月 日現在)				
登録番号				
登録住宅の名称				
登録事業者の名称				
入居開始日	年 月 日			
登録住宅	登録戸数	戸	入居戸数	戸
うち専用賃貸住宅	登録戸数	戸	入居戸数	戸

【各登録事項の登録内容と現状との差異の有無について】

各項目の「有」・「無」欄にチェック☑を入れてください。			
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請書又は変更届出書別紙に記載の登録事項		有	無
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数、規模並びに構造及び設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	住宅確保要配慮者専用住宅である旨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理の方法等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	登録の申請が基本方針（及び供給促進計画）に照らして適切なものである旨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請書又は変更届出書（別添1及び2）に記載の登録事項		有	無
役員名簿		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請書又は変更届出書（別添3）に記載の登録事項		有	無
1	専用部分の規模並びに構造及び設備等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	共同利用設備等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請書又は変更届出書（別添4）に記載の登録事項（共同居住型賃貸住宅用）		有	無
1	専用部分の規模並びに構造及び設備等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	共同利用設備等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	延べ床面積等		

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請書又は変更届出書（別添5）に記載の登録事項		有	無
入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

備考

- 「専用賃貸住宅」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅をいいます。
- 別添1から5は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第7条に規定する申請書（別記様式第一号）の別添書類です。
- 登録内容は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で確認できます。

【チェックリスト】

各項目の「はい」「いいえ」欄にチェック☑を入れてください。		はい	いいえ	根拠法令
入居者の範囲	(1) 入居する住宅確保要配慮者については、法、省令及び賃貸住宅供給促進計画で定める者としていること。 加えて、住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあつては、当該範囲の者のみであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第2条第1項 省令第1条、第2条、第3条
	(2) 入居者の資格を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る賃貸住宅にあつては、当該資格の者のみであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第9条第1項 第7号
変更手続	(3) 登録事項や添付書類の記載事項に変更があつたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならないことを知っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第12条第1項
登録基準	(4) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に登録後、改修等を行った場合、30日以内に変更の届け出を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第10条、第12条第1項
	① 届け出を行っていない各戸の床面積の変更をしていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第10条第1項 第1号 省令第11条
	② 届け出を行っていない構造及び設備の変更をしていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第10条第1項 第2号 省令第12条
	(5) 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあつては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しない者として、次の基準に適合していること。 ① 特定の者について不当に差別的なものでないこと。 ② 入居することができる者が著しく少数となるものでないこと。 ③ ①、②のほか、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第10条第1項 第3号 省令第13条
	(6) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第10条第1項 第4号 省令第14条
	(7) 共同居住型賃貸住宅（賃借人が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。）のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分については、各専用部分の入居者の定員は1名であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第10条第1項 第2号 省令第12条第2号 告示第2条第2号
届出	(8) 登録事項や添付書類の記載事項に変更があつたときは、その日から30日以内にその旨を市長へ届け出なければならないことを知っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第1項
公示	(9) インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより、登録事項を公示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第16条 省令第18条
拒否の制限	(10) 入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第17条

備考

- 1 「法」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）をいいます。
- 2 「省令」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）をいいます。
- 3 「告示」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条ただし書き及び第12条第2号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号）をいいます。

【管理の状況の報告】

登録番号	
登録住宅の名称	
登録住宅の所在地	
登録事業者の名称	
登録事業者の住所	
報告者名（役職等）	（ ）
電話番号	

報告事項	管理の状況について

備考 必要に応じ、参考資料を添付してください。